

国税庁における大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上策

中大研特別研修会で、国税庁調査査察部調査課長の飯島信幸氏が、大規模法人の適正申告を促すための国税庁の施策「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」申告書の自主点検と税務上の自主監査の促進について、その狙いと要点を説明した。

とき：平成27年6月23日(火) ところ：ベルサール東京日本橋

コーポレートガバナンスの状況を判定し「良好」先には調査間隔の延長を適用

私ども国税庁調査査察部調査課が所管する大規模法人（原則、資本金1億円以上）の近年の動向として、多くの法人が会社法や金融商品取引法に基づく内部統制の整備に積極的に取り組まれています。法令への対応だけでなく、業界・地域をリードする法人として、社会的責任を果

たすためにコンプライアンスの徹底を経営理念に掲げている法人も少なくありません。こうした法人は税務コンプライアンスの維持・向上に効果的な取組も積極的に実施されています。

一方、国税当局を取り巻く環境は厳しくなっています。社会経済のグローバル化やICT化の進展に伴う複雑・困難な事案に的確に対応していくため、これまでに調査事務量を確保していかなくてはなりません。限られた総事務量からいかに調査事務量を確保するか、それをいかに調査必要度の高い分野に重点的に配分するかが今後の課題となります。

そのため、コンプライアンスに対する意識が高い法人の自主性に期待し、自主的な適正申告を促すための調査以外の手法も組み合わせ、効果的・効率的に所管法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図っていくことが必要と考えております。

一口に「大規模法人」といっても、その規模はさまざまです。特別国税調査官（特官）所掌法人と一般部門所掌法人という区分で、それぞれの特徴に応じて二つの取組を実施しています。

特官所掌法人は大半が上場企業で、内部統制のための体制や国税当局対応（税務調査・申告相談）の体制が整備され、税務調査対応に相応のコストを投入しているのが特徴といえます。

所掌法人の特徴に応じた施策の実施

●特別国税調査官所掌法人

基準・法人数

- 資本金がおおむね40億円以上の法人
- 全国で約500件
- 年間調査件数約200件

→「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」を促進

●一般部門所掌法人

基準・法人数

- 資本金が原則1億円以上の法人
- 全国で約29,000件
- 年間調査件数約3,000件

→「申告書の自主点検・税務上の自主監査」を促進



国税庁調査査察部調査課長 飯島信幸氏

この特官所掌法人への年間調査件数は約200件で、接触頻度は2～3年に1度と高く、調査期間も3カ月から、長いときには半年程度かかる場合もあります。

そこで、平成23年5月に国税庁は特官所掌法人に対する「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」を開始しました。大規模法人のトップマネジメントが集まる会合で説明会を実施し、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけ、効果的な法人の取組事例の紹介等を行ってきました。平成23年7月からは各企業へのアプローチとして、特官所掌法人に対する税務調査の機会に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認・判定し、調査終了時には大企業のトップマネジメントの方と意見交換を行う取組をしています。

さらに平成24年7月からは、判定結果が良好である法人について、過去複数回の調査において大口・悪質な問題がないことや、その他蓄積された情報を総合的に勘案して、調査間隔を延長することといたしました。ただし、調査間隔の延長に当たっては、申告書の審理に際し、税務リスクの高い取引——例えば組織再編税制の適格要件の判定、特別損失の計上時期・計上額等——を法人に自主開示しただいて、当局が適正処理を確認させて

いただくことを条件にしています。国税庁としては、このような取組の実施により企業の税務調査対応の負担軽減とともに当局の調査事務量を調査必要度の高い法人へ重点的に配分していくこととしております。

今後は、これまでの取組状況および企業の皆さまの意見等を踏まえつつ、より効果的な取組にしていきたいと考えております。

平成27年3月、一般部門所掌法人の申告誤り等を防止する新取組を公表

次に、平成27年3月に公表された一般部門所掌法人を対象とする「申告書の自主点検と税務上の自主監査」についてご説明します。これは国税当局が、税務上誤りが生じやすいと認められる事項を取りまとめた「確認表」を作成・公表し、申告書の自主点検と税務上の自主監査を促進するためのものです。平成27年3月以降に決算期が到来する法人が対象で、申告書提出直前の最終チェック用の「申告書確認表」と、申告書作成前の税務・決算処理の確認用の「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」の2種類（次頁参照）があります。

一般部門所掌法人は、上場法人等の大

規模法人から事業内容が比較的簡素な法人まで多種・多様で、内部統制のための体制の整備もまちまちです。年間調査件数は約3千件で、特官所掌法人のように2～3年に1度調査を実施する法人もあれば、もつと頻度の低い法人もあります。調査期間についても、3カ月程度を要する法人から1カ月以内の法人もあり、個別の調査必要度に応じた事務量を投下し調査を行っています。このような特徴を踏まえ、特官所掌法人のように個々の企業へ働きかけを行うのではなく、広く一般に確認表を提供し、その活用を促しています。

2種類の「確認表」の活用により、企業において継続して申告書の自主点検と税務上の自主監査を実施いただくことで、申告誤りや税務処理誤りが予防され、結果として企業の税務上のリスクの軽減や税務コンプライアンスの向上につながることを考えております。同時に、当局にとっても事務の効率化が図れると考えております。

これらの「確認表」はあくまでも適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するもので、税務署への提出は必要ありませんが、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書」の様式を変更し、「申告書確認表等の活用状況」欄を新設しま

申告書確認表

確認対象 事業年度	担当者	役職：
確認実施日		役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

項目	No	確認内容	確認結果
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非該当
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額(期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額等を含みます。)は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非該当
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか(租特透明化法第3条参照)。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非該当
	4	組織再編成がある場合、組織再編成に係る契約書及び主要な事項の明細書を添付し、適格判定を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非該当

【用途】申告書提出直前の最終チェック用

- 法人の申告形態に応じた「単体法人用」「連結申告用」「個別帰属額届出用」の3種類がある。
- 別表ごとに誤りやすい項目を全90項目程度抽出。(国際関係、受取配当益金不算入関係、特別控除・圧縮記帳関係、役員給与・同族判定関係、消費税関係、その他)

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

確認対象 事業年度	担当者	役職：
確認実施日		役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検にご活用いただくことを目的として作成しております。確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

税務に関する社内の体制・手続の整備状況	
・税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
・経理担当部署に税務知識を有する方がいらっしゃいますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
・処理誤りが生じないようにマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

項目	No	確認内容	解	主な参考法令等	確認結果	確認結果が「否」の場合の対応(申告調整の有無等)
売上げ	1	売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもか	棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数	法第22条 法基通2-1-1 法基通2-1-2	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 非該当	

【用途】申告書作成前の税務・決算処理の確認用

- 貸借対照表・損益計算書の主要勘定科目ごとに、誤りやすい項目を全55項目程度抽出。(損益計算書関係、貸借対照表関係、消費税関係)
- 確認項目と解説および関係法令等を掲載。

※国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>

ホーム>申告・納税手続>法人税>申告手続に係る各種参考情報>「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報

したので、ご記入をお願いします。また、ご活用していただいた折には、税務調査等の機会に「確認表」の使い勝手や改善点について皆さまのご意見を頂戴したいと考えております。

なお、法人会等が作成・配布している「自主点検チェックシート」との関係について質問を頂戴することがあるため、ご案内いたします。「自主点検チェックシート」は、経理担当者が少人数の企業を念頭において作成され、企業の内部統制面の強化や会計経理面の質の向上を目的としているものと伺っております。一方、国税庁が公表している2種類の「確認表」は、内部統制面や会計経理面の体制・手続がおおむね整備されているものと考えられる調査部の一般部門所掌法人を対象に、提出直前の申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を促進していただくもので、申告誤りの未然防止が目的です。目的が異なりますので、「確認表」を活用するか否かは法人の実情に応じてご判断いただければよいものと考えております。

今後とも、私どもは大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上に向けて一層取り組んでまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

(構成／TKC出版 小早川万梨絵)